

学校法人

聖望学園

寄附行為

学校法人 聖望学園 寄附行為

(昭和五十四年六月改正)

(平成十八年三月改正)

(平成三十年三月改正)

(令和二年四月一日改正)

(令和五年四月一日改正)

(令和六年四月一日改正)

第一章 総 則

(名 称)

第 一 条 この法人は、学校法人聖望学園と称する。

(事務所の所在地)

第 二 条 この法人は、主たる事務所を埼玉県飯能市大字中山二九二番地に置く。

第二章 目的及び設置する学校

(目 的)

第 三 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い私立学校を設置し、日本ルーテル教団の信仰にもとづく学校教育を行なうことを目的とする。

(設置する学校)

第四 条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため左に掲げる学校を設置する。

一 聖望学園高等学校

全日制課程

通信制課程

二 聖望学園中学校

三 元加治幼稚園

(付随事業)

2 この法人は、教育に付随する事業として教職員及び近隣住民のための企業内保育室を設置・運営する。

第三章 役員及び理事会

(役員)

第五 条 この法人は、左の役員を置く。

一 理 事 九人

二 監 事 二人

2 理事のうち一人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事会)

第六 条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。理事会は理事の職務の執行を監督する。

- 2 理事会は、理事長が招集する。
 - 3 理事会は、議長を置き理事長をもって充てる。
 - 4 理事長は、理事総数の三分の二以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から七日以内にこれを招集しなければならない。
 - 5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。通知は、会議の七日前までに発しなければならない。
 - 6 ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
 - 7 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開き議事を決することができない。ただし、第十項の規定による除外のため過半数に達しないときは、この限りではない。なお当該議事につき書面又は電磁的方法をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。
 - 8 理事会の議事は法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可非同数のときは議長の決する所による。
 - 9 理事長が第四項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
 - 10 第十二条第二項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(理事長の職務)

第七 条

理事長は、法令及びこの寄附行為に規定する職務を行ない、この法人内部の事務を総括し、この法人の業務について、この法人を代表する。

(理事の代表権の制限)

第八条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
(理事長の職務代理)

第九条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し又はその職務を行う。

(理事の選任)

第十条 理事は、左の各号に掲げる者とする。

- 一 この法人の設置する学校の校長
- 二 評議員のうちから評議員会において選任した者 二人
- 三 日本ルーテル教団の会員の資格を有する学識経験者のうちから理事会において選任した者 四人

四 この法人に関係ある学識経験者で理事会において選任した者 二人
前項第一号及び第二号に規定する理事は校長又は評議員の職を退いた時は理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第十一条 監事は、この法人の理事、職員、教員、評議員若しくは役員、配偶者又は三親等以内の親族以外

の者であつて、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たつては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(監事の職務)

第十二条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 法人の業務及び財産状況を監査し、理事の業務執行の状況を監査すること。

- 二 法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 三 法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査した結果、不正の行為、又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを埼玉県知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- 四 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

- 2 前項第三号の請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によつてこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員任期)

第十三条

- 役員(第十条第一項第一号に規定する理事を除くこの条中以下同じ。)の任期は四年とする。補欠役員は前任者の残任期間とすることができる。
- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、その任期満了後も後任者が選任されるまではなおその職務(理事長にあつては、その職務を含む)を行う。

(役員補充)

第十四条

理事又は監事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第十五条

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において、理事総数の四分の三以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- 一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
 - 二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - 三 職務上の義務に著しく違反したとき
 - 四 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 役員は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡
- 四 私立学校法第三十八条第八項第一号又は第二号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(議事録)

第十六条

議長は理事会の開催の場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。以下同じ。）若しくは記名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第四章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第十七条

- 1 評議員会は二十人の評議員をもって組織する。
- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会は議長を置き、会議のつど評議員の互選で定める。
- 4 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合にはその請求のあった日から二十日以内にこれを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。通知は会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければその会議を開き議決することはできない。ただし、第十項の規定による除外のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 7 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。
- 8 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し可否同数の時は議長の決するところによる。
- 9 前項の場合において議長は評議員として議決に加わることができない。
- 10 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(諮問事項)

第十八条

左に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の同意を得なければならない。

- 一 予算及び事業計画
- 二 借入金（当該会計年度内の収入を以て償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 三 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- 四 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 五 合 併
- 六 目的たる事業の成功の不能による解散
- 七 寄附金品の募集に関する事項
- 八 剰余金処分に関する事項
- 九 寄附行為の変更
- 十 その他法人の業務に関する重要な事項で理事会において必要と認められた事項

（評議員会の意見具申等）

第十九条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

（議事録）

第二十条 議長は評議員会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他事項について議事録を作成しなければならない。

2 議事録には議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員二人以上及び出席した監事が署名押印し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

（評議員の選任）

第二十一条 評議員は、左の各号に掲げる者とする。

(任期)

第二十二條

- 一 この法人の設置する学校の校長
 - 二 この法人の職員（この法人の設置する学校の教員その他の職員を含むこの条中以下同じ。）で理事会において選任した者 二人
 - 三 理事のうちから理事の互選によって定められた者 三人
 - 四 この法人の設置する学校の在学者の父母若しくは保護者のうちから理事会において選任した者 四人
 - 五 この法人の設置する学校を卒業した者で年令満二十五年以上の者の中から理事会において選任した者 四人
 - 六 日本ルーテル教団の会員のうちから理事会において選任した者 三人
 - 七 この法人に係る学識経験者のうちから理事会において選任した者 三人
- 2 前項第一号乃至第四号に規定する評議員はこの法人の設置する学校の校長この法人の職員理事又は父母若しくは保護者の地位を退いた時は評議員の職を失うものとする。
- 評議員（前条第一項第一号に規定する評議員を除くこの条中以下同じ。）の任期は二年とする。ただし補欠評議員の任期は前任者の残任期間とすることができる。
- 2 評議員は再任することができる。
 - 3 評議員は、その任期満了後でも後任者が選任される迄はなおその職務を行う。
- (評議員の解任及び退任)
- 4 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。
 - 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - 二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

- 5 評議員は次の事由によって退任する。
 - 一 任期の満了
 - 二 辞任
 - 三 死亡

第五章 資産及び会計

(資産 産)

第二十三条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第二十四条

- 2 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産並びに収益事業用財産とする。
- 3 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 4 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 5 収益事業用財産はこの法人の収益を目的とする事業に必要な財産とする。
- 6 寄附金品については、寄附者の指定がある場合にはその指定に従って基本財産、運用財産、又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産処分の制限)

第二十五条

基本財産はこれを処分してはならない。

ただしこの法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得てその一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第二十六条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入するか確実な信託銀行に信託し、又は定額郵便貯金若しくは確実な銀行預金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第二十七条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、試験料収入その他の運用財産（不動産及び積立金を除く。）及び日本ルーテル教団からの年次補助金その他の寄附金品をもって支弁する。

(会計及び年度)

第二十八条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。その年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(予算及び事業計画)

第二十九条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長において編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならぬ。これに重要な変更を加えるときも、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第三十条 この法人の決算は、毎会計年度終了後二月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その同意を得なければならない。

3 学校会計の決算上剰余を生じたときは、その一部又は全部を基本財産若しくは運用財産中の積立金に編入し、又は次会計年度に繰り入れなければならない。

4 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第三十一条

予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとする時は、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決がなければならぬ。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第三十二条

この法人の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう、次項及び第三項において同じ。）は、毎会計年度終了後二月以内に作成しなければならない。

2

この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、請求があつた場合（役員等名簿及び寄附行為以外の書類にあつては、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3

前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外し、同項の閲覧をさせることができる。

(役員報酬)

第三十三条

役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を報酬として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第三十四条

この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後三月以内に登記しなければならない。

第六章 解散及び合併

(解 散)

第三十五条

この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一 理事会における理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決
- 二 目的たる事業の成功の不能による解散は理事会において出席した理事の三分の二以上の議決

三 合併

四 破産

五 埼玉県知事の解散命令

- 2 前項第一号に掲げる事由による解散にあつては埼玉県知事の認可を、同項第二号に掲げる事由による解散にあつては埼玉県知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第三十六条

解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余の財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の三分の二以上の議決によつて選定された他の学校法人その他教育事業を行う公益法人に帰属する。

(合 併)

第三十七条

合併しようとする時は、理事会において理事総数の三分の二以上の議決がなければならない。

- 2 合併は、埼玉県知事の認可を受けなければならない。

第七章 寄附行為の変更

(寄付行為の変更)

第三十八条

この寄附行為を変更しようとする時は、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を

2 得て、日本ルーテル教団議長の同意と埼玉県知事の認可を受けなければならない。
私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、埼玉県知事に届け出なければならない。

第八章 役員 の 損害賠償責任

(役員 の この法人 に対する 損害賠償責任)

第三十九条 役員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

(責任 の 免除)

第四十条 前条第二項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことよって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限度契約)

第四十一条 第三十九条第二項の規定にかかわらず、理事（理事長、業務を執行した理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことよって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金五万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基

づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第八章 公告の方法、その他

(公告の方法)

第四十二条 この法人の公告は、この法人の経営する学校の掲示場に掲示して行う。

(書類及び帳簿の備付)

第四十三条 この法人は、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かななければならない。

- 一 役員及び評議員の履歴書
- 二 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- 三 その他必要な書類及び帳簿

(施行細則)

第四十四条

この法人の寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、左の通りとする。

理事長	藤原政太郎								
理事	細田 栄蔵、	同	満江 巖、	同	及川 愛吉、	同	須田 甚作、	同	吉見 信
監事	二階堂 忍、	同	小室 順平						

役員の待遇及び法人の一般管理については、その正鵠を判断し、理事会及び評議員会においてその細則を定める。